

奥州市監査委員告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年12月12日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二朗
奥州市監査委員 及 川 梅 男

1 監査の概要

(1) 監査の対象とした部課等(機関)名、監査実施期日及び担当監査委員

予備監査 平成24年9月24日から9月26日まで

本監査 次のとおり

部課等(機関)名	実施期日	担当監査委員
人首小学校	平成24年10月1日	及 川 新 太 松 本 富二朗 及 川 梅 男
木細工小学校	平成24年10月1日	
伊手小学校	平成24年10月1日	
江刺南中学校	平成24年10月1日	
梁川小学校	平成24年10月2日	
広瀬小学校	平成24年10月2日	
玉里小学校	平成24年10月2日	
江刺東中学校	平成24年10月2日	
南都田小学校	平成24年10月3日	
南都田中学校	平成24年10月3日	
胆沢第一小学校	平成24年10月3日	
小山中学校	平成24年10月3日	

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成24年度(平成24年4月1日から平成24年8月31日まで)における財務等に関する事務の執行

(3) 監査の目的及び着眼点

平成24年度に執行された財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
人首小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
木細工小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
伊手小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺南中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
梁川小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
広瀬小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
玉里小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺東中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
南都田小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
南都田中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢第一小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
小山中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。